

Title	〔商法一八〇〕 約束手形の振出と商法二六二条(大阪地裁昭和四八年一月三〇日判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1978
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.51, No.7 (1978. 7) ,p.105- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19780715-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一八〇〕 約束手形の振出と商法二六二条

〔判示事項〕

会社の専務取締役営業所長名義で振出した約束手形の振出について商法二六二条の適用があるか

〔参照条文〕

商法二六二条

〔事実〕

かつてY会社(株式会社)の専務取締役をしていたBは、Y会社から融資のあつせんを依頼されたので、Dから融資を受けるあつせんをし、Y会社は、Y会社が振出した金額一三〇万円の約束手形一通をDに交付していた。ところがこの手形の期日が切迫してきたため、Dが右手形を銀行の取立にまわす旨、申し入れてきたので、Y会社の取締役であつたAはその金策に困り、昭和四三年八月ころ、

(約束手形金請求事件
大阪地裁昭四三(五)一〇〇一〇号、昭四八・一・三〇民一部判決
判例時報七一五号一〇二頁)

金額一三〇万円、振出人Y会社上本町営業所専務取締役営業所長A、受取人、振出日、満期を白地にした手形をBに示して、この手形による金融のあつせんを依頼した。

これに対しBは、Aの父でY会社の代表取締役である甲に個人保証の目的で第一裏書をしてもらつてくるようAに要求したので、Aはこの手形を持ち帰り、右手形の第一裏書人らんに父に無断で甲の住所氏名を手書きし、その名の下にありあわせの印を押捺して同名義の裏書を偽造し、数日後に右手形をBに手交した。

Bは、この手形の振出日を昭和四三年八月一日、受取人を甲と補充した上、この手形の割引をXに依頼して交付した。Xは、この手形の満期を昭和四四年四月一日と補充し、満期に支払場所を支払のため呈示したが、支払がなかつたので、この手形にもつづき、

Y会社に手形金を請求したのが本件である。

原告Xは、Aは、右の資格でY会社の手形を振り出す権限を有しており、かりにAに右資格でY会社の手形を振出す権限がなかったとしても、Y会社は、Aに対し、専務取締役営業所長なるY会社を代表する権限を有するものと認むべき名称の使用を許していたのであるから、同一人Y会社を代表する権限がないことを知らずに本件手形を取得したXに対し、商法二六二条により振出人としての責任を免れないと主張した。

また、被告Y会社の抗弁に対して、本件手形の振出は、Y会社の代表取締役である甲が、Y会社のために保証する目的でY会社から右手形の振出交付を受け、これに裏書したもので、いわゆる隠れた保証のためになされたものとみるべきであるから、商法二六五条の適用はない。そして、原告Xは、本件手形を取得するに際し、Y会社に照合したところ、代表取締役たる甲は、右手形を支払う旨確約した。かりにかかる場合にも商法二六五条の適用があるとしても、Xは、本件手形の振出につき、Y会社の取締役会の承認がなかつたことについて善意であつたから、Y会社は右手形振出の無効をXに対抗することができないとした。

これに対し、被告Y会社は、原告Xの請求棄却の判決を求めて以下のように答弁した。

まず本件手形をAが振り出したことを否認し、かつてY会社の常務取締役をしていたBが、その在職中に右手形の振出人らんに押されている記名印を盗用して勝手に振り出したもので、偽造にかかる

ものであるとした。すなわち、Y会社は、Aに対し、Y会社上本町営業所専務取締役営業所長なる名称の使用を承認していたが、本件手形はAが振り出したものではなく、Bがこれを偽造したものであるから、Y会社は、右手形の振出について、商法二六二条による責任を負うべきいわけではない。のみならず、原告Xは、Y会社の代表取締役がAではなく、甲であることを知っていた。かりに原告Xがそのことを知らなかつたとしても、本件手形の振出人名義がY会社上本町営業所専務取締役営業所長Aとなつていたので、Xは、右手形を取得する際、同手形が代表権のある者によつて振り出されたものか否かについて当然に疑問を抱くべきであつたのに、この点につき調査せず本件手形を取得したことは、重大な過失がある。したがつて、いずれにしても、Y会社は、本件手形の振出につき右法条による責任を負うものではないとした。

そして、かりにY会社になんらかの理由で本件手形の振出につき責任を負わなければならないとしても、右手形の受取人である甲は、Y会社の取締役であつて、右手形の振出は商法二六五条所定の会社と取締役間の取引に該当するから、この手形の振出については、Y会社の取締役会の承認を受けなければならないところ、その承認を得ていないから、右手形の振出は無効である。そうして、本件手形にはY会社の取締役会の承認があつた旨の記載がないから、原告Xは、右の承認がなかつたことを知つていたのであるとした。

〔判旨〕

原告勝訴。

本件手形振出当時、Y会社の代表取締役は甲であつて、AにはY会社名義の手形を振り出す権限がなかつたが、AはY会社の取締役で、Y会社は、Aに、Y会社専務取締役上本町営業所長なる名称の使用を承認していたが、右法条にいう第三者とは、手形関係においては、その流通証券である性質上から、表見代表取締役によつて代表せられる会社に対し、この取締役の代表権限を信じて権利者の地位に立つことができる者をすべて包含すると解すべきである。そうして同法条により、表見代表取締役の行為につき会社が責任を負うためには、第三者が善意であれば足り、その無過失を要しないと解するのが相当である（最高裁昭和四一・二一・二〇判決、民集二〇巻九号一七七―一頁参照）。したがつて、本件においては、Xが右Aの代表権の欠缺につき善意であつたならば、Y会社は振出人としての責任を免れないことになるので、この点について検討すると、XはY会社の取締役で長年の知人であつたBから本件手形の割引を依頼されたので、これを承諾し、右手形を割引取得したこと、その際、Xは、BからY会社の社長は甲であると聞かされていたけれども、本件手形の振出人がY会社上本町営業所専務取締役営業所長Aとなつており、かつ、長年の交際で信頼していたY会社の取締役であつたBが右手形の割引を依頼したので、AにもY会社の代表権があるものと信じ、同人の代表権につき特に問いただすこともしなかつたことを認め、以上の点から、Xは、Aの代表権の欠缺について善意であつたものと認定し、Y会社は、商法二六二条により、本件手形の振出責任を負わなければならないとした。

次に、Y会社が、本件手形は、Y会社の取締役である甲を受取人として振出され、右手形の振出は、商法二六五条に違反して無効であり、Xがこのことを知つて同手形を取得したと抗弁したことに對し、「株式会社がその取締役にあつて約束手形を振り出す行為は、原則として、商法第二六五条にいう取引にあたるが、しかしながら、株式会社と取締役との間に利害対立を生じない手形行為、たとえば、取締役が株式会社のために保証をする目的で、会社の振り出す約束手形の受取人となり、これに第一裏書する、いわゆる隠れた保証裏書をする行為は、右法条の適用を受けないと解するのが相当である」とし、本件手形振出の経緯および甲名義の第一裏書がなされるに至つた経緯からして、同人の氏名が受取人として表示されたのは裏書の連続のためであつたことに照らすと、本件手形の振出については、Y会社と甲との間にはなんら利害の対立はなかつたものというべきであるから、商法二六五条の適用を受けないものと解するのが相当であるとした。

〔研究〕

本判旨にあらわれている事実関係によれば、本件手形は、手形面上は、Y会社上本町営業所専務取締役営業所長AからY会社代表取締役甲へ、そして、甲からXに裏書されているが、実質面では、Y会社の取締役であるAが、Y会社上本町営業所専務取締役営業所長Aとして、受取人を白地のまま振出したが、Bに要求されて、手形の第一裏書人らんに甲に無断でY会社代表取締役甲の住所氏名を手書し、その名の下にありあわせの印を押捺して、Bに手交し、B

は、これに受取人その他を補充して、Xに手形割引を依頼して交付したというのである。

手形上の法律関係がいつどのようして発生するかという手形行為の成立ないし効力発生要件については、学説が分れているが、これまでの伝統的な学説である契約説によれば、手形行為の成立には、当事者の意思による相手方への手形交付が必要だとされている。

ところで本件では、Aは、手形を受取人たる甲に交付せず、Bに要求されて、Aが手形の第一の裏書らん甲に無断で甲の氏名押印をした後、Bに交付したというのである。この場合のBの立場を考えると、Bは、Aから、本件手形を他で割引くことの依頼の下に手交されただけであつて、Aは、Bを、手形振出の相手方として本件手形を交付したのではない。そして本件手形は、Bに交付されたとき、振出日、受取人、満期が記載されていない白地手形で、Bは、この手形要件を補充する権利を与えられてはいたが、これも、Bが、白地の要件を補充することによつて、手形権利を取得し得る地位にあつたのではなく、白地署名者の使者ないし代理人として、残りの手形要件を記載してそれを割引先に交付する権限が与えられていたに過ぎない。その意味では、Bは、固有の意味の補充権が与えられていたのではないといえる(河本、総合判例研究叢書(六一六頁)。

一般に、いわゆる融通手形は、振出に際し割引先が決まるまでは受取人を白地にしておくのが通常であるから、本件でも、BがXに割引を依頼し、受取人をXと記入してXに交付すれば問題なかつた

が、個人保証の趣旨で第一裏書がなされた形式をとつているから、この手形の成立は、権利外觀理論を援用するならともかく、手形行為に必要な交付がなかつたことになり、手形署名者は、手形債務を負わないことになると考える。

この点は、手形債務は、手形行為者の一方的な債務負担の意思表示によつて成立するとする単独行為説の立場に立つても、受取人らんが偽造であれば、受取人要件が満たされず、振出行為は無効で、裏書連続はないことになり、この場合も同様に、手形署名者は手形債務を負うことはないであらう。

以上の点からすると、本件では、結論として、原告Xに対し被告Y会社が手形債務を負わないことになると考えるが、本判決は、Xを手形の第三取得者と見て、被告Y会社に手形債務を認めているが、振出行為をどのように考へてのことなのか疑問である。

以上のように、私は、本判旨の結論には反対であるが、本判旨が述べている二、三の法律解釈について、本件手形が正当に振出された場合として以下にふれておこう。

本判旨では、被告Y会社の商法二六二条による本件手形振出人としての責任の有無が問題となり、Aは、右の資格でY会社の手形振出権限はなかつたが、Y会社は、AにY会社専務取締役上木町営業所長の名称の使用を承認していたため、Y会社には商法二六二条による手形振出人としての責任があるとした。そこでこの場合の第三者の範囲が問題となるが、判決によれば「右法条という第三者とは、手形関係においてはその流通証券である性質上から表見代表取

縮役によつて代表せられる会社に対しこの取締役の代表権限を信じて権利者の地位に立つことができる者をすべて包含すると解すべきである」としているが、ここにいる第三者は、その行為の直接の相手方だけでなく、権利の転得者や手形の権利者も含むと解すべきであることは、流通証券であれば当然であるので、この点についての判決は正当である。

次に、表見代表取締役の行為として会社が責任を負うためには、いかなる要件が必要かである。これには、第三者は無過失であることを要するとする立場や（奥野ほか、株式会社法解釈一七六頁、軽過失があつても保護されるが、重過失があれば保護されないという立場もあるが（服部・判批・判例評論）〇一号一一〇頁）、学説の多くは、会社にはかかる外観を惹起した責任があるから過失を要件としないとしている（田中誠・会社法詳論上四六三頁、大隅・全訂会社法論中一二五〇、石井・会社法上三三八頁、松田・鈴木・条解株式会社法上二九三頁）。また、これまでの判例もいずれも第三者の過失の有無は問題としておらず、善意であれば足りると解している（最判・昭四〇・四・九民集一九・三・六三三頁、昭四一・一一・一〇民集二〇・九・一七七一頁）。したがつて本判決は、この多数学説、判例の一つを加えたものといえよう。思うに、商法上は、外観を信頼した者を保護すべきであるから、この場合も第三者は、善意であるかぎり過失があつてもさしつかえないと解する。本判旨は、「XがY会社の取締役で、長年の知人であつたBから手形割引を依頼されたこと、その際BからY会社の社長は甲であると聞かされていたけれども、本件手形の振出人が

Y会社上本町営業所専務取締役営業所長Aとなつており、かつ長年の交際で信頼していたY会社の取締役であつたBが右手形の割引を依頼したので、Aにも代表権があると信じた」ことを認定し、Xが善意であつたことを認定しており、正当である。

次に、個人保証の目的でなされた手形行為にも商法二六五条の適用があるかという点についてである。

商法二六五条は、取締役が自己または第三者のために、会社と取引をなすことは、会社利益と取締役の利益との衝突をきたすところから、取締役会の承認を要するとしている。そして商法二六五条の適用対象となる「取引」に手形行為が含まれるかについては、手形行為の手段性ないし無色性を理由に、取締役会の承認を要しないとす有力説もあるが、多数説は手形行為が原因債権よりもより不利益な地位を会社にもたらすことを理由に、手形行為も取締役会の承認を要するとしている。

私は商法二六五条の取引の中には手形行為も含ましめると考えるが、このように解した場合、いかなる手形行為が取締役会の承認を要するかが問題となる。特に本件のように、取締役が個人保証する意味で裏書した場合を考えると、これについて一つの考え方は、商法二六五条にいう会社と取締役間の取引は、一切の会社と取締役間の取引を包含するのではなく、会社と取締役との間に利害衝突を来すおそれのある取引、ことに会社に不利益を与えるおそれある取引に限定されるから、利害の対立がなく、従つて会社に不利益を与えるおそれのない行為には、取締役会の承認を必要としない立場があ

る。この説によれば、隠れたる保証の場合も、その形式によらず、手形行為の実質に注目すると、手形保証と全く同一であるから、この場合も同条の適用がないとする（東京地判昭三三・三・一九判例時報七七号三三頁、東京高判昭三五・六・八タイムス一〇六号三七頁）。しかし、他の考え方としては、隠れたる保証のためであつても、手形行為は無因行為であるから、原因関係と一体的な見地から判断することとは不当であつて、原因関係上の抗弁は認められるとしても、手形行為そのものから見ればやはり会社に不利益を与えるおそれある取引というべきだとする考え方がある。そして手形行為は原因関係たる権利関係よりは強力な効力を有するから、手形行為そのものも原因関係とは別個に会社に不利益を与えるおそれがあるとする。この考え方を前提とすれば、原因関係を考慮に入れて会社に不利益を与えるおそれのないものとし、本条の取引に該当しないとすることは

〔最高裁判事例研究 一五六〕

昭和五二・三（最審民集三一巻）
（二号二八九頁）

民法一九八条二項にいう仮執行により被告の受けた損害の意義

損害賠償請求事件（昭和五二・三・一五第三小法廷判決）

Y（被告・控訴人・被上告人、但し、Yは本件控訴審中に死亡し単独の相続人が受継している）は、その所有であるアパートの一室を訴外Aに賃料一月一万五千円で賃貸し、Aは借室内に電話二台を設置した。

一貫性に欠ける点があるとする（大阪高・商法演習一一七頁）。この点にも一理あるが、私は、取締役が会社のために保証をなす場合は、会社がこれによつて利益をうけることが大きく、利害衝突とはいえないと考えるので、この場合の取引には含まれないと解する。したがつて、本判決が、「株式会社がその取締役にあつて約束手形を振り出す行為は、原則として、商法第二六五条にいう取引にあたるが、しかしながら、株式会社と取締役との間に利害の対立を生じない手形行為、たとえば、取締役が株式会社のために保証をする目的で、会社の振り出す約束手形の受取人となり、これに第一裏書する。いわゆる隠れた保証裏書をする行為は、右法条の適用を受けないと解するのが相当である」としていることは賛成である。

米津 昭子

その後、Aは、X（原告・被控訴人・被上告人）に対する自己の債務の代物弁済として、右電話加入権をXに譲渡し、昭和四五年一月二三日名義変更を終了したが、電話機の移転はなされなかつた。Aは同年一月頃より債権者の追求を免れるため所在を晦ましており、YはAに対し公示送達の上による貸室明渡請求訴訟を提起し、右訴訟は昭和四六年八月一日勝訴確定したが、依然として電話機の撤去がなされなかつた。そこでYはXに対して、電話機の設置が貸室の不法占有に該当する